

開発行為等に伴う塵芥集積所の設置基準

1 施設の位置

- (1) 宅内収集以外は、道路に面した場所であること。
- (2) 3トン収集車で施設に横付けし、円滑な収集作業が可能なスペースを確保すること。
- (3) 収集車のバック走行を要しないところ。
- (4) 収集車の停車により、一般車両の交通を遮断しないところ。

2 施設の基準面積

施設の面積は20世帯あたり4平方メートルとし、これを超えるものについては、1世帯あたり0.2平方メートルを加算する。

但し、小規模住戸形式集合住宅（独身寮、ワンルームマンション等）については、2戸で1世帯分として扱う。

3 施設の形状

- (1) 施設は原則として、正面を除く3面に高さ1メートルのブロックを積んだ直方体とし、上部にネット用のフックを外向きにつけること。
- (2) 開口部および奥行きは1.2メートル以上とすること
- (3) 道路との段差が無いようにし、道路に向かって勾配をつけること
- (4) カゴを設置する場合は、開口部の高さ1.8メートル以上、幅1.2メートル以上、奥行き1.2メートル以上とすることとし、扉をつける場合はスライド式のドアとすること。

4 申請手続き

- (1) 設計前に環境美化センターと事前協議すること。
- (2) 施設完成時に、申請書を自治会長より提出してもらう。
- (3) 環境美化センターで現地を調査・確認のうえ許可する。